

## 制限付物品購入等一般競争入札公告

次のとおり制限付物品購入等一般競争入札に付します。

令和3年6月1日

社会福祉法人北ひろしま福祉会  
理事長 渡邊 憲介

1. 業 務 名	北ひろしま福祉会 就労センタージョブ 厨房機器整備
2. 納 入 場 所	北広島市共栄276-15の内、276-25の内、278-1の内
3. 納 入 先 建 物 内 容	(1) 建物 用途 : 児童福祉施設(就労継続支援B型、就労移行支援事業所) (2) 構造・規模 階数 : 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積1,480.20㎡ (3) 設置階 規模 : 1階(厨房設備設置1階床面積:1,072.20㎡)
4. 購 入 備 品	(1) 購入備品種目 : ①厨房機器設備新設工事(運搬・据付共) ②プレハブ冷蔵・冷凍庫新設工事(運搬・据付・冷凍ユニット・室外機共) ③厨房機器設備既存移設工事(既存取り外し・運搬・据付共) (2) 購入備品の仕様等 : 設計図書のとおり (3) 特記事項 新築する建物へ厨房機器を新設又は、既存施設に設置されている厨房機器を取り外し、新築建物へ移設する工事となる。既存施設の厨房機器は、既存施設を一部稼働させながら新築する建物へ厨房を移設する事となる。厨房器具を新設・移転する際、施設職員及び建物新築工事を施行する建設業者と連携して行う事。
5. 納 入 期 限	契約締結日から令和3年11月30日まで
6. 入 札 参 加 資 格	(1) 申請者は、本工事の工事種目について、北海道の物品の購入等競争入札参加資格者であること。 (2) 申請者は、石狩管内に本社・本店又は、営業所を有するもの。 (3) 申請者は、入札告示の日から入札の日までの間、北広島市及び北海道の競争入札参加資格者指名停止を受けていないこと。 (4) 申請者は、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
7. 資 格 審 査 申 請 書 類	(1) 制限付物品購入等一般競争入札参加資格審査申請書(指定様式1の2) (2) 北海道の令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)入札参加資格審査申請書(写)及び競争入札参加資格審査結果通知書(写)
8. 担 当 部 署	〒061-1123 北広島市朝日町2丁目6番地9 社会福祉法人 北ひろしま福祉会 法人事務局 電話 011-373-8809

9. 申請書の受付	(1) 受付期間 令和3年6月1日(火)～令和3年6月7日(月) 土・日・祝祭日を除く9:00～16:00(12時から13時を除く)  (2) 受付場所 8に同じ (3) 申請書は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。 (4) 審査結果は、郵送にて申請者に通知する。
10. 契約条項を示す場所	8に同じ
11. 前払金	なし
12. 部分払	なし
13. 保証金	(1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 免除〔但し、保険会社又は金融機関の債務保証、公共工事履行保証による保証、又は履行保証保険契約の締結による保証により、その証書の提出を要する。〕
14. 入札の日時及び場所	(1) 入札日時 令和3年6月16日(水) 10:00  (2) 入札場所 社会福祉法人 北ひろしま福社会 法人本部 2階会議室 北広島市朝日町2丁目6番地9
15. 入札説明書等の配布	入札説明書及び関係書類は、法人ホームページから取得して下さい。 (1) 配布期間 令和3年6月1日(火)～令和3年6月7日(月) (2) 配布URL <a href="http://www.kitahiro-fukusikai.or.jp">http://www.kitahiro-fukusikai.or.jp</a>
16. 設計図書の配布	審査結果により、入札参加資格が有り確認された業者には、E-mailで設計図書を配布する。「9-(4)」による審査結果の通知を受け取り、入札参加資格を有する事が確認された業者は、配布期間内に、下記アドレス宛にE-mailで申し込むこと。メールを確認次第、設計図書を返信致します。尚、設計図書の閲覧及び貸出、現場説明会は行わないものとする。 (1) 配布期間 令和3年6月1日(火)～令和3年6月9日(水) 土・日・祝祭日を除く9:00～17:00(12時から13時を除く) (2) 配布申込先 〒062-0933 札幌市豊平区平岸3条7丁目1-27 平岸スクエアビル2階 (有)アトリエアルス 担当 前田 康博・猪原 暁 電話 011-815-1722・FAX 011-815-1742 mail ars@hyper.ocn.ne.jp
17. 質疑応答	設計図書等に対する質問がある場合のみ、質疑応答書により、E-mailで受け付ける。質疑書には各社名、担当者名、e-mailアドレス、電話番号及びFAX番号を記載の上、送信願います。  (1) 提出期限 令和3年6月11日(金)、午後4時まで (2) 提出先 16(2)に同じ (3) 回答日時 随時、mailにより回答。